

議案第 23 号

三朝町過疎地域自立促進計画の一部変更について

三朝町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 7 項の規定により準用される同条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 30 年 3 月 7 日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町過疎地域自立促進計画の一部を次のように変更する。

計画中 3. の(3)の表を次のように改める。

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
2 交通通信体系の整備、情報化および地域間	(1) 町道 道路	大瀬本泉線、神倉線、高橋本線 道路改良 (前計画残) (L=1,200m W=3.5~6.5m)	町
		吉田本線 道路改良 (L=389m W=4.0m)	町
		山田中央、山田下荘線 道路改良 (L=1,655m W=6.0m)	町
		西小鹿岩本線 道路改良 (L=1,677m W=4.0m)	町
		赤松本泉線 道路改良 (L=3,200m W=4.0m)	町
		井土線 道路改良 (L=328m W=3.5m)	町
		実光神倉線 法面改良 (L=8,563m W=7.5m)	町
		清水高原線 道路、法面改良 (L=2,152m W=7.5m)	町
		若杉線 道路改良 (L=1,378m W=4.0m)	町
		恋谷線 道路改良 (L=1,585m W=4.0m)	町
		福本本線 道路改良 (L=1,886m W=4.0m)	町
		粟谷線 道路改良 (L=1,059m W=4.0m)	町
		株湯線 道路改良 (L=586m W=4.0m)	町
		大谷線 道路改良 (L=4,040m W=4.0m)	町
		笏賀本線 道路改良 (L=160m W=4.0m)	町
		桜ヶ丘線 道路改良 (L=180m W=4.0m)	町
		牧本線 道路改良 (L=360m W=6.0m)	町
	堂ノ前線 道路改良 (L=280m W=5.0m)	町	
	本泉中央線 道路改良 (L=110m W=4.0m)	町	
	(1) 町道 橋りょう	橋りょう改良事業	町
	(2) 農道	小鹿農免農道 法面改良事業	町
	(3) 林道	林道若桜江府線 法面、防護柵改良事業	町
		林道波関俵原線 法面、防護柵改良事業	町
		林道福吉木地山線 法面改良事業	町
		林道南三朝線 法面改良事業	町
		県営林道開設事業負担金(波関俵原線、俵原中津線、円谷福山線)	県
	(6) 電気通信施設等情報 化のための施設	超高速通信網整備事業 (CATV)	町

(9) 道路整備機械等	除雪機械の整備 (2t・4t・8t車)	町
	乗用式小型除雪機の整備 (5台)	町
	歩道除雪機の整備 (10台)	町
(11) 過疎地域自立促進特別事業	<p>遠距離通学費補助事業</p> <p>内 容：遠距離通学児童や生徒の保護者に対し、通学費を補助し、保護者の負担を軽減する。</p> <p>必要性：通学の負担が生じる家庭が多数あることから保護者の負担軽減を図る必要がある。</p> <p>効 果：保護者の負担軽減を図り、児童・生徒が安心して通学する環境を整るとともに、路線バスの利用促進を図る。</p>	町
	<p>若者等定住助成事業</p> <p>内 容：将来の集落を担う移住者を確保するため町外から町内への移住者に対して奨励金を支給する。</p> <p>必要性：過疎集落の維持や機能低下に歯止めをかけ、将来に向けてその解消を図るため起爆剤的政策を図る必要がある。</p> <p>効 果：集落を担う新たな人材を確保するとともに、過疎地域の定住化と活性化を図ることができる。</p>	町
	<p>道路施設点検事業</p> <p>内 容：道路利用者の安全を確保するため、道路施設点検事業（道路ストック総点検など）を実施する。</p> <p>必要性：本町の町道は、供用開始から約35年が経過し、道路の舗装をはじめ、道路橋、道路付属物などの老朽化が心配されるため計画的に維持・修繕を行う必要がある。</p> <p>効 果：計画的に点検、修繕などを行うことで安全性の向上やコストの削減を図る。</p>	町

計画中 7. の (3) の表を次のように改める。

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
6 教育の振興	(1) 学校教育関連施設	小学校校舎整備事業	町
		小学校屋内運動場整備事業	町
		小学校水泳プール整備事業	町
		調理センター整備事業	町
		その他施設（放課後児童活動拠点施設）	町
	(3) 集会施設、体育施設等	賀茂地域拠点活動施設整備	町
		みささ村地域拠点活動施設整備	町
		地域活動拠点再整備（東小・南小跡地）	町
		社会体育施設整備（長寿命化） （武道館・野球場・トレセン・テニスコート・町民プール・陸上競技場）	町
		多目的スポーツ広場整備	町
		テニスコート・野球場トイレ整備	町
		図書館整備事業（長寿命化）	町
		多目的展示施設整備（長寿命化）	町
		三朝町総合スポーツセンター施設整備（長寿命化）	町
	(4) 過疎地域自立促進特別事業	国際感覚豊かな地域人材育成事業 内 容：姉妹都市提携を結ぶフランスラマルー・レ・バン町を始め、台湾石岡区との派遣交流事業を行う。 必要性：グローバル化が急速に進む中であって、過疎地域であっても都市部に劣らない国際感覚を身に付ける必要がある。 効 果：国際交流を通じて、世界的視野を持つ次世代で活躍する人材を育成することができ、国際的な観光温泉地として活躍の場が期待できる。	町
		複式学級解消事業 内 容：小規模校に教員を配置して教育の充実に努める。 必要性：教育の機会均等などの趣旨に基づく政策を展開する必要があることから実施する。 効 果：複式学級が解消され、児童生徒が安心して教育を受ける環境を整えることにより、教育の機会均等などが図られ、過疎地域の教育の向上および定住化を図ることができる。	町
		少人数学級加配教員配置負担金 内 容：小規模校に教員を配置して教育の充実に努める。 必要性：教育の機会均等などの趣旨に基づく政策を展開する必要があることから実施する。 効 果：少人数学級が確保され、児童が安心して教育を受ける環境を整えることにより、教育の機会均等などが図られ、過疎地域における教育の向上および定住化を図ることができる。	町

計画事業計画（平成 28 年度から平成 32 年度） 過疎地域自立促進特別事業分の表を次のように改める。

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
1 産業の振興	(9) 過疎地域自立促進特別事業	<p>三朝温泉観光客誘致事業</p> <p>内 容：従来から行っている各種事業を充実させ、特に外国人観光客をターゲットに強化施策を実施する。</p> <p>必要性：観光客の伸び悩みや観光消費額の減少など極めて厳しい状況にあることから、地域の活性化および受け入れ体制の強化を行う必要がある。</p> <p>効 果：三朝温泉ブランドにふさわしい温泉街の再生および地域と連携した新たな観光のまちの創出が期待できる。</p>	町
		<p>日本遺産魅力発信推進事業</p> <p>内 容：日本遺産認定に伴い国内外から訪れる観光客を受け入れる体制を整備する。</p> <p>必要性：日本遺産認定に伴い増加する観光客に対する情報発信、イベント、案内ガイドなどの受け入れ体制の強化を行う必要がある。</p> <p>効 果：三徳山および三朝温泉を訪れる観光客のおもてなしを形にし、更なる観光のまちの創出が期待できる。</p>	町
		<p>三朝温泉商品開発事業</p> <p>内 容：観光地としての魅力向上のため、三朝温泉最大の売りであるラドン温泉と地元特産品および自然環境を活かした体験型の観光商品や食べ歩きのできる食品開発など新たな観光商品開発、造成に向けて事業を展開する。</p> <p>必要性：団体旅行から個人旅行へ、歓楽から健康志向へ、など観光客のニーズの多様化に伴い、三朝温泉も観光地として各客層、多種多様なニーズに対応した商品の造成を行うことが必要不可欠となっている。</p> <p>宿泊地としてだけでなく、「六感（観、聴、香、味、触、心）」を体感し、癒すことのできる温泉地として観光の強化を行う必要がある。</p> <p>効 果：三朝温泉で多種多様な観光商品を提供することが可能となり、単に宿泊地としてだけでなく、楽しめる観光地として観光客の増加と地域活性化が見込まれる。</p>	町
		<p>三朝町次世代農業担い手育成事業</p> <p>内 容：本町の次代の農業生産を維持・活性化させるため、意欲ある新規参入者を育成するための農業塾を開設する。</p> <p>必要性：農作物の栽培技術を継承し、農産物の生産・販売活動を通じて衰退する地域の活性化につなげる。</p> <p>効 果：若年層や実年層における新規就農者の確保と荒廃農地対策を図ることができる。</p>	町

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
2 交通通信体系の整備、情報化および地域間交流の促進	(11) 過疎地域自立促進特別事業	遠距離通学費補助事業 内 容：遠距離通学児童や生徒の保護者に対し、通学費を補助し、保護者の負担を軽減する。 必要性：通学の負担が生じる家庭が多数あることから保護者の負担軽減を図る必要がある。 効 果：保護者の負担軽減を図り、児童・生徒が安心して通学する環境を整るとともに、路線バスの利用促進を図る。	町
		若者等定住助成事業 内 容：将来の集落を担う移住者を確保するため町外から町内への移住者に対して奨励金を支給する。 必要性：過疎集落の維持や機能低下に歯止めをかけ、将来に向けてその解消を図るため起爆剤的政策を図る必要がある。 効 果：集落を担う新たな人材を確保するとともに、過疎地域の定住化と活性化を図ることができる。	町
		道路施設点検事業 内 容：道路利用者の安全を確保するため、道路施設点検事業（道路ストック総点検など）を実施する。 必要性：本町の町道は、供用開始から約35年が経過し、道路の舗装をはじめ、道路橋、道路付属物などの老朽化が心配されるため計画的に維持・修繕を行う必要がある。 効 果：計画的に点検、修繕などを行うことで安全性の向上やコストの削減を図る。	町
3 生活環境の整備	(7) 過疎地域自立促進特別事業	下水道長寿命化計画策定費 内 容：下水道施設の年次的な更新を行い住民生活の安定を図るため下水道長寿命化計画を策定する。 必要性：共用開始から30年を経過し、ポンプ場をはじめ施設の老朽化が心配されるため計画を策定する必要がある。 効 果：既存施設の有効活用や長寿命化によるコスト低減と更新や維持管理に要する経費の平準化を図る。	町
		A E D 設置事業 内 容：心停止などの事故発生時に、救急隊到着までに消防団員や地域住民などにより迅速かつ適切な応急処置を行う。 必要性：狭あいな山間地域である本町では、緊急通報後に救急隊が到着するまでに適切な応急処置を施す必要がある。 効 果：救急搬送時の救命率の向上を図るとともに、消防団員や地域住民に救命救急講習などを実施し、自主防災意識の高揚を図る。	町
		三朝町空き家等撤去費助成事業 内 容：町条例に基づき、危険家屋の所有者などに助言・指導を行い、解体に応じた場合は解体撤去費を助成する。 必要性：危険家屋が長期間放置されることにより、倒壊、火災、犯罪の危険性が高まり近隣住民の安心安全な住環境を脅かす恐れがある。 効 果：解体撤去費を助成することにより、適正管理されていない危険家屋の解消が図られ、近隣住民の安心安全な住環境を保つ。	町

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
4 高齢者等の保健・福祉の向上および増進	(8) 過疎地域自立促進特別事業	<p>外出支援サービス事業</p> <p>内容：介護・支援を必要とする者に対し、自宅から医療機関へ送迎するサービスを社会福祉法人などに委託する。</p> <p>必要性：今後、増加が予想される介護、独居の高齢者。その高齢者からの要請が多いサービスとして病院送迎を行う必要がある。</p> <p>効果：住み慣れた地域で安心して暮らすことできる町へとつながり、里部集落への人口の流出を防ぐ。</p>	町
		<p>高齢者交通費助成事業</p> <p>内容：高齢などの理由により公共バスの利用が困難な者に対して交通費を助成する。</p> <p>必要性：年々増加する要支援、独居の高齢者が、自らの力で通院、買い物などができるようになる必要がある。</p> <p>効果：住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、高齢者の自立、充実した生活につながる。</p>	町
		<p>三代同居世帯子育て支援事業</p> <p>内容：三代同居世帯の家庭保育を支援することにより、子育てを通して家族の絆の再生と定住化の促進を図る。</p> <p>必要性：過疎化や少子高齢化により世代間の交流が減少しており、三代同居による家庭保育を奨励していく必要がある。</p> <p>効果：三世代の相互見守りによる安心感、家族の絆の強化により少子化抑止と定住化につながる。</p>	町
		<p>保育料無償化モデル事業</p> <p>内容：少子化対策として保育料を第2子以降を全て無償化する。</p> <p>必要性：少子化による人口減少が続く中、子育てがしやすい体制づくりの構築が必要である。</p> <p>効果：子育てにかかる経済的負担を軽減することで、少子化の抑制につながり、人口の増加が期待できる。</p>	町
		<p>医療費助成事業</p> <p>内容：過疎地域に居住している町民の医療費の一部を助成する。</p> <p>必要性：治療に係る費用が増加する中において、各世帯の経済的負担を軽減し、地域に住み続けられる環境を整える必要がある。</p> <p>効果：継続した医療費助成により安心な生活環境を整備するとともに疾患の早期発見や早期治療による福祉の向上を図る。</p>	町
		<p>三朝町すこやか乳児家庭保育応援事業</p> <p>内容：家庭内で乳児を保育する者に対して支援を行う。</p> <p>必要性：家庭内保育を希望する者が、経済的に不安を感じることなく子育てができる環境を整える必要がある。</p> <p>効果：子育てにかかる経済的負担を軽減し、各家庭における多様な育児を支援することで「子育てに優しいまちづくり」を推進する。</p>	町

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
6 教育の振興	(4) 過疎地域自立促進特別事業	<p>国際感覚豊かな地域人材育成事業 内 容：姉妹都市提携を結ぶフランスラマルー・レ・バン町を始め、台湾石岡区との派遣交流事業を行う。 必要性：グローバル化が急速に進む中において、過疎地域であっても都市部に劣らない国際感覚を身に付ける必要がある。 効 果：国際交流を通じて、世界的視野を持つ次世代で活躍する人材を育成することができ、国際的な観光温泉地として活躍の場が期待できる。</p> <p>複式学級解消事業 内 容：小規模校に教員を配置して教育の充実に努める。 必要性：教育の機会均等などの趣旨に基づく政策を展開する必要があることから実施する。 効 果：複式学級が解消され、児童生徒が安心して教育を受ける環境を整えることにより、教育の機会均等などが図られ、過疎地域の教育の向上および定住化を図ることができる。</p> <p>少人数学級加配教員配置負担金 内 容：小規模校に教員を配置して教育の充実に努める。 必要性：教育の機会均等などの趣旨に基づく政策を展開する必要があることから実施する。 効 果：少人数学級が確保され、児童が安心して教育を受ける環境を整えることにより、教育の機会均等などが図られ、過疎地域における教育の向上および定住化を図ることができる。</p>	町
7 地域文化の振興等	(2) 過疎地域自立促進特別事業	<p>世界遺産登録運動支援 内 容：世界遺産登録を目指す三徳山。その登録運動に向けた活動に対し支援を行う。 必要性：貴重な文化遺産である国宝投入堂などを保存し、後世に伝えるため、その手段の1つとして世界遺産登録を目指す。 効 果：三徳山が世界的に普遍的価値のある遺産として証明され、誇れる地域の文化遺産として、保全と活用運動の輪がさらに広がる。</p>	町
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項	過疎地域自立促進特別事業	<p>地域・集落協働活性化事業 内 容：広域的な地域運営組織が抱える様々な問題の解決や地域振興を目的とした活動に対し支援を行う。 必要性：高齢化が進む中山間地域において、集落単体の自治活動が困難な状況にある。広域的な地域連携により地域、集落の抱える問題解決と地域活性化を図る必要がある。 効 果：地域が抱えるさまざまな問題解決、地域振興事業を行うことにより活力ある地域をつくることできる。</p>	町